



23監第270号

平成24年1月23日

市民オンブズ岡崎
渡邊 研治 様

岡崎市監査委員 渡邊 宗典
同 中根 常彦



岡崎市職員措置請求の監査結果について（通知）

平成23年11月25日付けで提出のあった標記の請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づき監査した結果は、下記のとおりです。

記

第1 請求の受理

本件請求については、所要の法定要件を具備しているものと認め、これを受審した。

第2 請求の要旨

1. 請求すべき事柄

平成22年度に執行した政務調査費について公文書開示して内容を調査したところ、岡崎市旅費条例の適用を誤って旅費を支出していたもの、視察と称して観光旅行をしている旅費、「岡崎市議会政務調査費の交付に関する条例」第5条（使途基準）に反し、広報費として政務調査とは関係のない政治活動に支出された不合理な支出などは不法・不当な公金支出であり、市長は市議会各会派に対し不当利得した全額を返還させることを怠っている。よって市長が各会派に下記に示した返還すべき金額を請求し、市に返還することを求める。

会 派 等	返還すべき金額
自民清風会	2,032,409円
ゆうあい21	1,250,910円
公 明 党	300,560円
木 全 昭 子	4,360円
榑 木 誠	65,840円
計	3,654,079円

2 請求する理由

「岡崎市職員等の旅費に関する条例」第2条第1項に規定する市長等とは、執行機関の長又は職務代理者である副市長や、常勤の監査委員を指すのであるが、議会として準じたとしても、これに対応する職としては議会を代表する議長、副議長と思料される。ところが、岡崎市議会は議員すべてが市長と同等と勘違いし、「岡崎市議会政務調査費取扱要領」で準用規定を設けてしまった。規定には実費による支出も規定しており、各会派は意識すれば過ちを回避できた。にもかかわらず、誤りを正すことなく支出した各議員の旅費のうち、特別車両料金（グリーン料金）及び宿泊料の差額（一泊甲地3,400円、乙地3,100円）の返還を求めること（政務調査の場合、議長、副議長であっても、議長や副議長としての肩書きで行動するのではなく、一人の議員として活動をするので他の議員と同じ扱いが相当）、その他観光旅行としか思えない調査旅費、政党活動と思われる広報費の支出についても以下に詳しく項目を挙げるので、市長は各会派に返還するよう求める。

(1) 自民清風会

ア 研究研修費の支出のうち276,820円

- (イ) 横浜市1名分の旅費のうち11,400円（グリーン料金8,000円及び宿泊料差額3,400円）
- (ロ) 神戸市5名分の旅費のうち57,000円（グリーン料金40,000円及び宿泊料差額17,000円）
- (ハ) 大分市、宗像市5名分の旅費のうち109,300円（グリーン料金78,300円及び宿泊料差額31,000円）
- (ニ) 大分市2名分の旅費のうち37,520円（グリーン料金31,320円及び宿泊料差額6,200円）
- (ホ) 郡山市1名分の旅費のうち17,100円（グリーン料金14,000円及び宿泊料差額3,100円）
- (ヘ) 郡山市、東京都港区1名分の旅費のうち17,100円（グリーン料金14,000円及び宿泊料差額3,100円）
- (セ) 千葉市2名分の旅費のうち16,000円（グリーン料金16,000円）
- (シ) 東京都千代田区1名分の旅費のうち11,400円（グリーン料金8,000円及び宿泊料差額3,400円）

イ 調査旅費の支出のうち1,755,589円

- (イ) 所沢市、横浜市6名分の旅費のうち68,400円（グリーン料金48,000円及び宿泊料差額20,400円）

- (イ) 視察と称した観光旅行である遠野市、釜石市、岩手県平泉町7名分の旅費全額689,857円
- (ロ) 調布市、東京都杉並区2名分の旅費のうち22,800円(グリーン料金18,000円及び宿泊料差額6,800円)
- (ハ) 丸亀市、たつの市3名分の旅費のうち33,300円(グリーン料金24,000円及び宿泊料差額9,300円)
- (ニ) 金沢市、富山市1名分の旅費のうち11,100円(グリーン料金8,000円及び宿泊料差額3,100円)
- (ホ) 視察と称した観光旅行である名寄市、砂川市、北海道美瑛町3名分の旅費全額406,542円
- (ヘ) 仙台市、山形市、浦安市8名分の旅費のうち177,600円(グリーン料金128,000円及び宿泊料差額49,600円)、仙台市、山形市1名分の旅費のうち19,100円(グリーン料金16,000円及び宿泊料差額3,100円)、山形市、浦安市1名分の旅費のうち22,200円(グリーン料金16,000円及び宿泊料差額6,200円)
- (ヘ) 宗像市1名分の旅費のうち10,930円(グリーン料金7,830円及び宿泊料差額3,100円)
- (ロ) 会津若松市、郡山市7名分の旅費のうち119,700円(グリーン料金98,000円及び宿泊料差額21,700円)
- (ハ) 東京都足立区、江東区5名分の旅費のうち57,000円(グリーン料金40,000円及び宿泊料差額17,000円)
- (ロ) 飯塚市、山口市6名分の旅費のうち117,060円(グリーン料金98,460円及び宿泊料差額18,600円)

(2) ゆりあい21

ア 研究研修費の支出のうち142,390円

- (イ) 岐阜県関ヶ原町、神戸市3名分の旅費のうち40,410円(グリーン料金20,010円及び宿泊料差額20,400円)
- (イ) 直方市、大分市3名分の旅費のうち65,580円(グリーン料金46,980円及び宿泊料差額18,600円)
- (イ) 八王子市、郡山市、深谷市2名分の旅費のうち36,400円(グリーン料金24,000円及び宿泊料差額12,400円)

イ 調査旅費の支出のうち1,108,520円

- (イ) 東京都練馬区、市川市、東京都中野区3名分の旅費のうち44,400円(グリーン料金24,000円及び宿泊料差額20,400円)

- (4) 三田市、西宮市、天理市4名分の旅費のうち46,160円（グリーン料金21,360円及び宿泊料差額24,800円）
- (5) 高知市、須崎市2名分の旅費のうち35,540円（グリーン料金29,340円及び宿泊料差額6,200円）
- (6) 視察と称した観光旅行である長崎県新上五島町、五島市5名分の旅費全額596,700円
- (7) 視察と称した観光旅行である青森市、函館市、苫小牧市4名分の旅費全額475,720円

(3) 公明党

ア 研究研修費の支出のうち232,190円

- (7) 大津市、さいたま市1名分の旅費のうち12,550円（グリーン料金9,150円及び宿泊料差額3,400円）
- (8) 横須賀市、千葉市1名分の旅費のうち11,400円（グリーン料金8,000円及び宿泊料差額3,400円）
- (9) 神戸市4名分の旅費のうち45,600円（グリーン料金32,000円及び宿泊料差額13,600円）
- (10) 高松市、大分市4名分の旅費のうち94,240円（グリーン料金69,440円及び宿泊料差額24,800円）
- (11) 郡山市、東京都文京区4名分の旅費のうち68,400円（グリーン料金56,000円及び宿泊料差額12,400円）

イ 調査旅費の支出のうち68,370円

- (7) 東京都港区、つくば市1名分の旅費のうち11,100円（グリーン料金8,000円及び宿泊料差額3,100円）
- (8) 東京都港区、つくば市、茨城県美浦村1名分の旅費のうち14,200円（グリーン料金8,000円及び宿泊料差額6,200円）
- (9) 志木市、立川市2名分の旅費のうち22,200円（グリーン料金16,000円及び宿泊料差額6,200円）
- (10) 所沢市、川崎市1名分の旅費のうち11,100円（グリーン料金8,000円及び宿泊料差額3,100円）
- (11) 羽咋市、長浜市1名分の旅費のうち9,770円（グリーン料金6,670円及び宿泊料差額3,100円）

(4) 木全昭子議員

ア 広報費の支出のうち4,360円

- (7) 「岡崎市議会政務調査費の交付に関する条例」第5条第1号「党

費その他政党活動に要する経費」に該当する政党活動である市政報告会に要した費用4,360円（ビラA4用紙印刷3,100円及び菓子代1,260円）

(5) 榎木 誠議員

ア 調査旅費の支出のうち65,840円

(イ) 北九州市、下関市への旅費のうち15,700円（グリーン料金12,600円及び宿泊料差額3,100円）

(ロ) 「岡崎市議会政務調査費取扱要領」2(1)に規定された、「原則として同一議員による同一箇所への視察は、1年度間に1回とする。」に反する支出である北九州市への旅費全額50,140円

第3 監査執行上の除斥

本件請求の監査にあたって、議会選出の監査委員は地方自治法（以下「法」という。）第199条の2の規定により除斥した。

第4 監査の実施

監査は、請求人から証拠の提出及び請求の要旨を補足する陳述を受けたほか、議会事務局等から提出された書類についての調査、関係職員及び関係人からの事情聴取等により実施した。

1 請求人の陳述

請求人に対し、法第242条第6項の規定により、平成23年12月21日証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

2 監査対象事項

平成22年度に交付した岡崎市議会政務調査費のうち、請求に係る次の各号の経費への支出が、違法又は不当な支出に該当するか否かを監査対象事項とした。

(1) 特別車両料金（グリーン料金）及び宿泊料の差額について

(2) 請求人が観光旅行と主張する視察に要する経費について

(3) 請求人が政党活動と主張する市政報告会に要する経費について

(4) 同一議員による同一箇所への視察に要する経費について

3 関係職員等の調査

法第199条第8項の規定により、平成23年12月28日に請求に係る岡崎市議会会派関係議員等及び議会事務局関係職員に対して、それぞれ事情聴取を行った。

第5 監査の結果

本件請求についての監査の結果は、合議により次のとおり決定した。

1 結 論

本件請求を棄却する。

2 返還請求に係る事実の概要

本市が平成22年度に交付した政務調査費のうち、前記第4-2(1)ないし(4)に係る経費は次のとおりであることを確認した。

(1) 特別車両料金（グリーン料金）及び宿泊料の差額

ア 自民清風会	936,010円
イ ゆうあい21	268,490円
ウ 公明党	300,560円
エ 榑木 誠議員	15,700円

(2) 請求人が観光旅行と主張する視察に要する経費

ア 自民清風会	1,096,399円
イ ゆうあい21	982,420円

(3) 請求人が政党活動と主張する市政報告会に要する経費

ア 木全昭子議員	4,360円
----------	--------

(4) 同一議員による同一箇所への視察に要する経費

ア 榑木 誠議員	50,140円
----------	---------

3 理 由

法第100条第14項は、議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、条例で定めるところにより「政務調査費」を「会派又は議員」に対し支給することができる」と規定している。

岡崎市においても岡崎市議会政務調査費の交付に関する条例（以下「交付条例」という。）を制定し、政務調査費の額は、議員1人につき月額5万円とし、会派にあつては、その額に当該会派に属する議員の数を乗じて得た額を交付することとなっている。

また、法第100条第15項の規定に基づき、本市も交付条例第7条において議長への収支報告書の提出を義務付けるとともに、一層の透明性を確保するため、支出に係る領収書等の写しを併せて提出するよう定めている。

さらに、岡崎市議会政務調査費取扱要領（以下「取扱要領」という。）において、交付条例第5条第3号に規定する議長が用途に適さないものと認める経費のほか、調査研究のための視察研修に要する経費の取扱方法、経理の方法等を詳細に規定している。

以下、法、交付条例、取扱要領等に沿って、本件監査対象事項(1)ないし(4)について検討する。

(1) 特別車両料金（グリーン料金）及び宿泊料の差額について

請求人は、政務調査費の旅費について市長等の例により支出するとした取扱要領2の規定には合理性がなく、これに基づく前記第2-2(1)ア各号、イ(7)、(7)ないし(8)、(8)ないし(9)、(2)ア各号、イ(7)ないし(8)、(3)各号、(5)ア(7)の支出が違法・不当な公金支出である旨主張する。

また、請求人は、取扱要領2には、実費による精算も規定されており、これをすべきであったとも主張する。

ところで、議員の旅費については、岡崎市議会の議員の議員報酬等に関する条例（以下「報酬条例」という。）第5条第1項において「議長、副議長及び議員が公務のため旅行した場合には、当該旅行に要する費用の弁償（以下「費用弁償」という。）をするものとする。」と規定しており、同条第2項において、「費用弁償の額については、岡崎市職員等の旅費に関する条例第2条第1項に規定する市長等の例による。」と規定している。

また、政務調査費の旅費についても、取扱要領2において岡崎市職員等の旅費に関する条例（以下「旅費条例」という。）に規定する市長等の例により支出し、又は、実費で精算する旨規定している。

この点について、平成17年5月26日の名古屋地方裁判所判決では、「旅費条例の合理性について検討するに、同条例は、国家公務員等の旅費に関する法律（以下「旅費法」という。）を踏襲して制定されていると認められるところ、旅費の建前は、旅行の事実に対して支払われる実費弁償であるものの（旅費条例27条1項参照）、実際の証拠資料に基づいて旅行中の一切の費用を償還する方式をとることは、正確な証拠資料の確保の点で問題があり、旅行者や会計事務担当者の手数を増加させるだけではなく、移動に用いる交通手段や宿泊場所の選択いかんによって格差が生じかねず、場合によっては制度を濫用する弊害も懸念されるのに対し、定額方式は、標準的な実費額で機械的に計算することから、手続的には簡単であり、比較的経費を節約できるという利点があると認められる。そうすると、旅費の支給に当たり、あらゆる費目について実額主義をとらなくても、必ずしも合理性に欠けるとはいえない。そして、上記のとおり、旅費条例があらゆる費目について実額主義をとっていないことには一応の合理性が認められるところ、会派等の行う政務調査についても上記指摘の実額主義の問題点及び定額主義の利点が認められるから、特段の理由がない限り、政務調査費からの支出の際に旅費条例に

準じた取扱いをすることも、本件条例は許容していると解される。」と判示している。

以上の点から、政務調査費において市長等の例により定額方式を用いて費用弁償した旅費への支出が違法・不当な支出であると認めることはできない。

(2) 請求人が観光旅行と主張する視察に要する経費について

請求人は、前記第2-2(1)イ(i)・(ii)及び(2)イ(i)・(ii)について、視察と称した観光旅行である旨主張する。

政務調査費の使途基準については、交付条例第5条において「会派等は、政務調査費を別表に定める使途基準に従い使用するものとする。」と規定され、同条例別表において、調査旅費についてはその内容を「会派等が行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費」と定めている。

以下、各調査旅費が調査研究活動に必要な視察であるか否かについて検討する。

調査日程、目的、対象については、次のとおり認定することができる。

ア 自民清風会

第2-2(1)イ(i)は、平成22年4月21日から23日において7名により岩手県遠野市、釜石市、平泉町を視察したものである。

遠野市においては、特区制度を利用した地方公共団体の長による学校等施設の管理及び整備に関する事務、特定農業者による濁酒の醸造、農地保有合理化法人による農地等の特定法人への貸付及び農家民宿における簡易な消防用設備等の容認について調査している。

釜石市においては、計画的な森林整備の推進と安定的な用材搬出伐採後に利用されずに森林に残る間伐材など林内未利用資源を有効活用することを目的とした、緑のシステム創造事業に係る高性能林業機械の導入、森林組合と連携した林道整備、火力発電所における木質バイオマス燃料の利用等について調査している。

平泉町においては、平泉観光推進実行委員会による観光客誘致の取り組み、県境を超えた広域観光等観光行政、世界遺産登録に備えた外国人観光客の受け入れ態勢等について調査している。

第2-2(1)イ(ii)は、平成22年8月4日から6日において3名により北海道名寄市、砂川市、美瑛町を視察したものである。

名寄市においては、北海道大学と共同で設置した市立天文台と併

設されたプラネタリウムに係る整備運営事業、生涯学習への取り組み、街づくりへの活用等について調査している。

砂川市においては、普及率が90%を超える下水道事業に係る施設の保守運営、計画区域内未整備地区への対応のほか、総務省の個別換水処理施設整備事業に基づく計画区域外での市設置の合併処理浄化槽に係る市民の分担金、使用料等について調査している。

美瑛町においては、JAびえいの取り組みに係るポジティブリスト制度による残留農薬の管理体制、農畜産物のアンテナショップの設置、農畜産物全体の地域ブランド化等について調査している。

イ ゆうあい21

第2-2(2)イ(エ)は、平成23年2月7日から9日において5名により長崎県新上五島町、五島市を視察したものである。

新上五島町、五島市においては、長崎県が経済産業省の選定を受け、五島列島において実施している長崎EV&ITSプロジェクトによる電気自動車、プラグインハイブリッド自動車と高度道路交通システムを使った未来型ドライブ観光システムに係る進捗状況、効果等について調査している。

第2-2(2)イ(オ)は、平成23年2月7日から9日において4名により青森県青森市、北海道函館市、苫小牧市を視察したものである。

青森市においては、全国で初めて内閣総理大臣認定を受けた中心市街地活性化基本計画に基づく街づくり計画に係る各種事業、組織体制、商店街等との連携等の状況について調査している。

函館市においては、使用目的に応じて音楽舞台と多目的舞台に転換可能なホールが特徴である函館市芸術ホールに係る運営事業、組織体制、利用者の声等について調査している。

苫小牧市においては、企業活動を支援し、地域における工業技術の高度化を促進して産業の振興を図ることを目的とした苫小牧市テクノセンターに係る業務内容、組織体制、利用者の声等について調査している。

また、請求人は意見陳述において、本市行政への反映が想定できず視察目的が明確でないもの、現地に行かずとも資料の入手が可能なもの等は、視察と称した観光旅行と思われると主張する。

この点について、平成19年2月9日の札幌高等裁判所判決では、「調査研究の市政との関連性の要件を検討するについては、会派が、議会の

中で、政治的な1つの主体となって活動していること、会派の活動は、様々な政治課題や市民生活に係わり、会派の構成員が、議会の議員であり、その専門性や関心も多様であって、議員が全人格的活動を行い、議員活動について政治責任を負っていることを考えれば、その調査対象は極めて広範なものにならざるを得ず、調査活動の市政との関連性、その目的、日程、訪問先、調査方法、必要性等も極めて広範な裁量の下に行われるものであると認められる。そうすると、会派として意思統一がなされ調査活動をすることが了承された以上は、市政との関連性の要件も、原則として、その裁量権が尊重されなければならないから、飲食費であるとか家族旅行の旅費等のように一見明らかに市政とは無関係であるとか、極めて不相当な日程や著しく高額なもの等以外は、これを認めるのが相当である。そして、その裁量権の逸脱がある場合についてのみ、違法の問題が生じると言うべきである。(中略) 政務調査費のうち特に調査旅費については、市が観光都市を標榜している以上、他の地方公共団体の観光行政を調査する名目で物見遊山を行っても市政との関連性があることになるから、先進地調査や現地調査が議員個人の単なる観光見物と誤解されないためにも、訪問先で中味のある説明や質疑応答がされる必要があるとあり、そのためには、あらかじめ、訪問先の担当者と連絡を取ったり、訪問先での面談者を記録する等、調査活動による現地調査等であることが明白とされるべきである。さらに、現地調査においては、安易に現地に訪れるのではなく、当該先進地調査や現地調査等が本当に必要であるかどうかを厳密に検討し、パンフレットを取り寄せたり、文書によって問い合わせたりするなど他の方法で調査目的が達成されるならば、それによるべきものである。」と判示している。

前記ア及びイにおいては、いずれも視察先について視察計画案を作成し、議会事務局職員により交付条例との整合性等についての確認及び視察先との調整を経て視察計画が確定されている。その後、視察計画書が会派から議長へと提出され決裁を受けたうえ、議長から事前に視察先自治体の議会等に対し視察への協力依頼がなされている。現地においては、視察先施設等の職員、実務担当者との質疑応答が行われており、資料等のみからでは得られない情報も取得していると思料される。また、視察終了後、視察目的、視察先、視察内容、市への提言が記載された視察報告書が会派から議長へ提出されている。

当該各視察については、現在本市において計画、検討等がなされてい

る事例との関連性が少なからずうかがわれ、また、市議会の定例会において子ども科学館の運営・展示、電気自動車充電スタンドの普及計画等に関する一般質問がなされている事例もあることから、本市行政との関連性を有するということができるうえ、極めて不相当な日程や著しく高額な旅費である等の事実も認められないため、政務調査費の使途基準に適合した調査研究活動としての相当性や必要性が欠けているとはいえない。

さらに、請求人は意見陳述において、多人数での視察は、その必要性が認められないため、観光旅行であるとも主張する。

しかしながら、視察においては、複数の視点、観点による質疑応答を行うことでより多くの情報を得られることが期待され、その後においても共有した情報に基づき、議員それぞれの得意分野や様々な考え方から会派内での意見交換や議論を深めることができるものと考えられる。また、このような形で視察結果を集約し、市議会で活用することも、会派として有効性のある活動形態であると思われる。したがって、複数の議員で視察を行ったとしても、そのことをもって必要性や合理性を欠くものとはいえない。これに関して、平成23年3月8日の釧路地方裁判所判決では、「会派所属議員のうち8名が参加して視察がされたことについても、そのことゆえに妥当性を欠くとはまでは認められない。」と判示している。

加えて、請求人は第2-2(1)イについて、4月21日いわて花巻空港への到着時刻が8時50分、遠野市での視察開始時刻が13時30分であること、4月22日釜石市において火力発電所を見学せず、14時27分発JR釜石線快速に乗り平泉町へ移動していることをもって観光目的である旨も主張する。

しかし、いわて花巻空港から遠野駅への移動には岩手県交通の路線バス、JR東北本線、同釜石線を乗り継いで少なくとも1時間30分ほどを要し、空港での荷物の受け取り、食事に要する時間、視察先の都合等も考慮すれば、午後からの視察としたことに不自然な点は見受けられない。翌4月22日、釜石市での視察目的は、広く森林資源の有効活用を目的とした緑のシステム創造事業についてであることから、当該火力発電所を見学しなければ視察目的を達成できないとは言えず、また、釜石市から宿泊地である平泉町への移動にはJR釜石線、同東北本線を乗り継いで3時間ほどを要することからも当該行程には合理性が認められる。

(3) 請求人が政党活動と主張する市政報告会に要する経費について

請求人は、前記第2-2(4)ア(7)について、使途基準に反した政党活動である旨主張する。

職務調査費の使途基準については、交付条例第5条において「会派等は、職務調査費を別表に定める使途基準に従い使用するものとする。ただし、次に掲げる経費については使用することができない。(1)党費その他政党活動に要する経費(2)慶弔費、見舞金その他の交際的活動に要する経費(3)前2号に掲げる経費のほか、議長が職務調査費の使途に適さないものと認める経費」と規定され、同条例別表において、広報費についてはその内容を「会派等が行う調査研究活動及び議会活動並びに市政に関する施策についての広報に要する経費」と定めている。

そこで、当該市政報告会がこの使途基準に反するものであるか否かについて検討する。

第2-2(4)ア(7)については、議長へ提出された支出調書、領収書において、市政報告会2箇所に係る印刷代、用紙代、菓子代とされている。

印刷代及び用紙代に係る印刷物の写しについても議長へ提出されており、それぞれ「市政報告会」、「市会議員を囲む会」への参加者を募るもので、「皆さんの声をお聞きします。」、「市民の皆さんと話し合いたいと思っています。」などと記載されている。

関係人は事情聴取において、当該市政報告会は市民へ市議会の定例会における市長提案に対するの議員としての意見を広く知らせること、市政や議会に関心を持ってもらうこと、市民の声・要望を聞かせてもらう場であり、岡崎市議会基本条例第3章「議員の活動原則」、第5章「市民と議会との関係」に則った活動であり、政党活動ではなく、議員としての市民への責務を果たしているものと考えたと説明をしている。また、ビラに主催者として政党後援会名を記載することに関しては、公党を明らかにしたうえで選挙に当選している以上、相当である旨説明している。

市政報告会的主催者について、平成22年6月9日の横浜地方裁判所判決では、「<イ>上記認定事実によれば、(P14)議員が購入した34,560円分の郵便切手は、同議員による市政報告会及び市政報告・講演会の案内文書の発送に使用されたものであるが、このような会合において直接市民に対して市政報告を行うことは、議会活動、市政に関する政策等を市民に周知させるための広報活動としての意義を有するものと認めることができる。したがって、上記郵便切手購入費用の支出額は、本件使途基準

に定める広報費に該当するから、本件使途基準に従って適正に使用されたものと認められる。〈ウ〉これに対し、原告らは、前記各案内文書の作成名義人が(P14)連合後援会会長や(P14)政経研究会会長の連名又は後者であることを指摘し、上記支出額は、政務調査費をこれらの団体の支出に使用したもので違法である旨主張する。しかし、たとえこれらの団体が前記市政報告会及び市政報告・講演会を主催していたとしても、前記〈イ〉のおおりに、これらの会合において直接市民に対して市政報告を行うことは、議会活動、市政に関する政策等を市民に周知させるための広報活動としての意義を有するのであるから、そのための案内文書の発送費用は、本件使途基準に定める広報費に該当するというべきである。原告らの上記主張を採用することはできない。」と判示している。

以上のことから、政党後援会が主催となっていることのみをもって、当該市政報告会が使途基準に反するものとは認められない。

(4) 同一職員による同一箇所への視察に要する経費について

請求人は、前記第2-2(5)ア(ア)・(イ)について、取扱要領2(1)に規定された、「原則として同一議員による同一箇所への視察は、1年度間に1回とする。」に反する支出である旨主張する。

第2-2(5)ア(ア)は、平成22年7月7日から8日において福岡県北九州市、山口県下関市を視察したものである。

北九州市においては、小倉北区熊谷2丁目のほたる館について調査している。

下関市においては、豊田ホテルの里ミュージアムについて調査している。

第2-2(5)ア(イ)は、平成22年10月7日において再び福岡県北九州市を視察したものであるが、八幡西区本城5丁目の洞海ピオパークを調査している。

取扱要領2(1)の同一箇所とは、具体的場所、施設を意味するものであり、同一都道府県、同一市町村等への視察を行わない旨までをも定めたものではなく、同一方面への視察は集約するよう考慮すべきではあろうが、第2-2(5)ア(イ)における視察先については、第2-2(5)ア(ア)で訪れた北九州市ほたる館での質疑応答の中で紹介されたもので、行程の変更ができなかったため、別の時期に視察を行ったと認められ、取扱要領2(1)に反するものということとはできない。

また、請求人は第2-2(5)ア(イ)について、視察先が市内から自動車で

1時間も要する場所であり、日帰りで視察するのは不自然なため、実際に視察したとは思えないとも主張する。

しかしながら、平成22年9月14日付けで、視察先である北九州市議会議員兼に送付された依頼文添付の行程表によれば、JR山陽新幹線小倉駅へ13時に到着、同市職員が運転する公用車により現地へ案内され13時30分から15時30分まで視察を実施した後、再度公用車にて小倉駅まで戻り16時49分発新幹線ひかり567号に乗車予定とされている。当時の時刻表から当該時刻までに小倉駅に到着可能な新幹線は、JR名古屋駅9時53分発12時56分着まで10本程度の列車があり、いずれにも乗車可能であったと認められる。また、小倉駅と洞海ピオパーク間は、北九州都市高速道路2号線を利用して30分程であることから当該行程において明らかに不合理な点は見られない。視察報告書が提出されていること、視察先議員兼への礼状も発送されていることから、視察を行っていないとの請求人の主張を採用することはできない。

以上のように、本件政務調査費に係る各支出については、いずれも請求人が主張する違法・不当な支出ということとはできず、不当利得があるものとは認められないから、本件請求には理由が無いものと判断し、これを棄却するものとする。